

主 文

労働基準監督署長が、平成30年10月31日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、A所在のB会社に雇用され、トラックドライバーとして業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成29年1月19日、トラック車内で虫に足を刺され、かゆみで掻いたことによりかぶれてしまい、C医療機関を受診したところ、「四肢虫刺症、結節性痒疹」と診断された。請求人は、同傷病について業務上の傷病であるとして、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は、これらを支給する旨の各処分をした。

その後、平成30年4月3日夜、請求人は背中が痛くなり熱が上がり意識がもうろうとした状態となったため、同月4日、D医療機関に搬送され「感染性心内膜炎」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

- 3 本件は、請求人が本件疾病は業務上の事由によるものであるとして平成30年4月4日から同年5月31日及び同年6月1日から同月25日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたため、これを不服として本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官に対し審査請求をしたところ、同審査官が令和元年6月13日付けでこれを棄却する旨の決定をしたため、この決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 前提事実

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、労災である四肢虫刺症の治療中の患部からMRSA（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌）が入ったことにより本件疾病を発症したと述べていることから、以下検討する。

(2) E医師は、平成30年7月6日労働基準監督署受付意見書において、請求人の疾病を本件疾病と診断し、F医師は、平成30年10月8日付け意見書において、MRSA感染から敗血症をきたし、本件疾病を発症した旨述べていることから、請求人はMRSA感染から敗血症となり、これにより、本件疾病を発症したものと認められる。

(3) MRSA感染症に係る業務起因性の判断基準は、決定書理由（判断の要件）に記載の「C型肝炎、エイズ及びMRSA感染症に係る労災保険における取扱いについて」（平成5年10月29日付け基発第619号。以下「認定基準」という。）のとおりであり、この取扱いが妥当であることから、以下、認定基準に基づき検討する。

ア 当該労災患者が療養を行っている医療機関において、MRSAに感染していることが確認された入院患者等がみられることについて

G医師の平成30年8月27日付け意見書によれば、請求人が労災の傷病である「四肢虫刺症、結節性痒疹」の治療で通院していた、C医療機関において、請求人の通院日（平成29年1月24日から平成30年3月6日の間）のいずれかの日に、H医療機関の入院患者でMRSAが検出されている患者が、C医療機関に3名通院していたことが確認できることから、本件要件を満たしている。

イ 感染症状が認められる部位からMRSAが検出されていることについて

MRSA感染及びその侵入経路について、E医師は、上記意見書において、要旨、「血液培養にて持続的にMRSAが検出。MRSAは血液から検出されるべき菌ではなく、侵入門戸として、患者は下腿に熱感を伴う皮疹があり、かつ同部位の治療としてステロイドを使用。それによる皮膚バリアの破綻があったと考えられた。」と述べている。また、G医師は、平成30年7月7日付け意見書において、要旨、「血液培養で検出されたぶどう球菌(MRSA)は体表に常在している細菌であり、下肢の痒疹によるかゆみから搔爬して傷となり、その傷のなかにぶどう球菌が入り込むことでぶどう球菌の菌血症となり、血流によってぶどう球菌が心臓の弁に付着して増殖することで本件疾病を発症したと考えられる。その他にぶどう球菌の感染を起こす場所は見当たらなかったため、因果関係があると考えられる。」と述べている。さらに、F医師は、平成30年10月8日付け意見書において、要旨、「30年3月には痒疹を搔いてびらん状態になっている。この頃以降にMRSAが体内に侵入したと考えるのが妥当である。」と述べており、いずれの医師も、請求人は、MRSAに感染し、その菌の侵入経路は、四肢虫刺症によるびらんからであることを認めており、これらの医師の意見は医学的所見を踏まえた妥当なものであり是認することができ、また、請求人の血液培養でMRSAが持続的に検出されていることから、本件要件を満たしている。

ウ 当該労災患者が療養を行っている医療機関以外において感染したものでないことについて

感染場所の特定について、G医師は、平成30年8月27日付け意見書において、要旨、「MRSAは以前は医療機関での感染と判断されていたが、現在は市中での検出も認めている。そのため、当院やC医療機関以外で感染している可能性はある。」と述べている。

しかしながら、請求人は令和2年1月10日の公開審理において、他の医療機関等には通院していないと述べていることや、上記アで説示のとおり、請求人が通院していたC医療機関において、MRSA保菌者が確認されており、他の場所で感染した事実も認められないことから、請求人がMRSAに感染したのは、C医療機関で療養を行っている時点であると推認しても医学的に矛盾はないことから、本件要件を満たしている。

(4) 以上について、すべての要件に該当していることから、請求人は業務上の事由によりMRSAに感染したものであり、MRSAによって本件疾病が発症したことは明らかであることから、本件疾病について、業務起因性は認められる。

4 結 論

よって、請求人の本件疾病の発病は業務上の事由によるものということができる。これを否定して本件休業補償給付の請求に対して不支給とした監督署長の本件処分は相当ではないから、これを取り消すこととして、主文のとおり裁決する。

令和2年7月31日